

岩出市学校防災マニュアル

[改訂版]

令和5年3月

岩出市教育委員会

もくじ

あいさつ

I 事前の危機管理【備える】

1 災害に備えて	
(1) 学校防災マニュアル（改訂版）作成の基本的な考え方	1
(2) 自助と共助	1
(3) 災害から命を守るために―避難三原則―	1
(4) 教職員の心得	2
2 学校防災体制の整備	
(1) 日常的な学校防災体制の整備	2
(2) 組織、役割の分担は各学校の実状に応じて	2
(3) 日常的な防災組織体制	3
3 情報入手・連絡体制の整備	
(1) 情報の入手	3
(2) 連絡体制	4
4 備蓄	
(1) 災害発生時や待機時に必要となる備蓄	4
(2) アレルギー児童生徒への対応	5
5 施設・設備の安全管理・点検	
(1) 予防対策としての施設・設備の管理	5
(2) 施設・設備の安全点検	5
(3) 避難を想定した点検のポイント	6
(4) 日常点検におけるチェックポイント	7
6 避難訓練の充実	
(1) 初期対応の避難訓練とその充実	8
(2) 二次対応の避難訓練	8
(3) 避難訓練実施上の留意点	9
7 教職員研修等	
(1) 研修のための校内体制整備	10
(2) 研修内容	11

II 発生時の危機管理【命を守る】

1 発災時の初期対応における基本的な考え方	12
2 学校管理下	
(1) 在校中に発災した場合の対応	12
(2) 登下校時に発災した場合の対応	17
(3) 校外活動中（日帰り・宿泊）に発災した場合の対応	18
3 学校管理外	19

4	発生時の危機管理における留意点	20
5	気象災害への対応	
	(1) 異常気象を知る	20
	(2) 竜巻等突風、雷、急な大雨等への対応について	21
6	火災への対応について	24

III 事後の危機管理【立て直す】

1	学校災害対策本部の設置	26
2	保護者との連絡・引渡し	
	(1) 保護者との連絡	28
	(2) 保護者等への引渡し方法の例	28
	(3) 留意事項	29
	(4) 中学生の下校方法	29
3	避難所としての学校の対応	29
4	教育活動再開に向けての対応	
	(1) 校長は、市教育委員会と協議	35
	(2) 授業再開の方策	35
	(3) 授業を実施するための方策	35
	(4) 学校運営上の配慮事項	35
	(5) 教育活動の再開計画	36
5	心のケア	
	(1) ストレス症状のある子供への対応	37
	(2) 心のケアの留意点	38
	(3) 教職員の役割	39

IV 参考資料

1	緊急TEL・FAX連絡先	42
2	避難施設	42
3	特別警報について	42
4	警戒情報等と取るべき行動	43
5	災害が発生したら…(家族で確認しておいてほしいこと)	43
6	災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板	44
7	引渡しカード(小学校の例)	45
8	警報発令時における自宅待機の取り扱いについて	46
9	警報等による学校の運営措置状況	47
10	被害状況報告書(第1報)	48
11	被害状況詳細報告書(第2報以降)	49
12	学校教育活動再開見通し報告書	52

あ い さ つ

岩出市教育委員会では、平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災及び同年9月の紀伊半島大水害を踏まえ、平成26年3月に「岩出市学校防災マニュアル」を発行し、学校防災体制の整備を図るとともに、防災教育の推進に努めてまいりました。

ただ、現在の様子を鑑みますと、近い将来に発生が危惧される東海・東南海・南海地震、台風や局地的大雨等異常気象が年々勢力を増しているとの認識せざるを得ない状況にあります。今後とも震災や風水害等への迅速な対応及び学校が地域の防災拠点としての機能を果たすことが強く求められていることを受け、この度、「学校防災マニュアル」の改訂を行う運びとなりました。これまでのマニュアルの内容をもとに、学校における危機管理を「事前の危機管理【備える】」「発生時の危機管理【命を守る】」「事後の危機管理【立て直す】」と整理し、災害の場面ごとに学校が対応すべきことを明確にしました。

各学校においては、「学校防災マニュアル（改訂版）」を基準とし、校種や各学校の職員体制、立地条件等を踏まえて、より具体的な「学校防災計画」を策定いただくようお願いいたします。

そして、日頃から「必ず起こる」と考えられる災害に備えるための避難訓練の実施、安全指導の充実及び地震や異常気象による災害の発生に備えて本マニュアルを有効に活用されますようよろしくお願いいたします。

令和5年3月

岩出市教育委員会
教育長 湯川 佳彦

I 事前の危機管理【備える】

1 災害に備えて

(1) 学校防災マニュアル（改訂版）作成の基本的な考え方

- 災害時における児童生徒の安全確保に万全を期すために、発災時別に教職員の適切な対応を検討する。さらに、全ての児童生徒が、自ら適切に判断し、主体的に行動できる力を身に付け「自分の身は自分で守る」防災教育の徹底を図る。
- 災害が発生した場合、学校教育活動再開へ向けた諸準備及び避難所運営への協力などを念頭に置きながら、学校防災体制の充実・強化を図る。

(2) 自助と共助

- 自分の命は自分で守ることを最優先させる。（自助）
- 自分自身の安全を確保した上で、場合によっては他の人と協力して人を助けたり、周囲の人と協力しながら避難する。（共助）

(3) 災害から命を守るために—避難三原則—

「釜石の奇跡は、かくて起こった」（致知 2011.8）の記事より釜石市内小中学校の防災教育で、特に重きを置いたのが、『自然に向かい合う姿勢』を子供たちに与えることで、彼らに伝えたのが、次の避難三原則であった。

①「想定にとられるな」

端的に言えば、ハザードマップ（災害予想図）を過信するなどということ。

ハザードマップはあくまで想定にしか過ぎない。相手は自然なのだから、どんな想定外のことも起こり得る。受け身の姿勢ではダメ。

②「最善を尽くせ」

ここまで避難すれば大丈夫と言うのではなく、その状況下において周囲の様子や実態から把握して、可能な限りより安全を求めることが大切であると伝えている。

③「率先避難者たれ」

もし『その時』がきたら、他人を救うよりもまず自分の命を守り抜くことに専心せよ、という意味である。一見、我々の倫理と相反するように思われるが、その底流には『家族・仲間を信じる絆』が存在する。

また、人間はいざという時に、逃げるという決断がなかなかできないもの。先に避難すれば、弱虫と思われないか、などの心の揺れもある。それを率先して打ち砕くのは『君』なんだという教えでもある。

(4) 教職員の心得

①素早い判断・明確な行動

児童生徒の在校時の安全確保は、学校が主体となる。この時、校長を中心とする教職員は災害対策の主人公になる。指示待ち、情報待ち、物資待ちは戒め、自ら判断し行動すること。

応急対策は、早ければ早いほど効果がある。失敗を恐れず、早く行動に移すことが大切である。また、明確な態度を保ち、無理な場合は無理せず、次善の策に力を注ぐことが大切である。

②柔軟に協働

大規模災害では、人・物・情報のすべてが不足する。これを補うのは、各人の「知恵」「工夫」「人の輪」である。日常の組織・分掌を基本にしながらも、関係機関（教育委員会、行政、警察、医療機関等）や協力団体・市民の助けも借りて柔軟に行動することが大切である。

③人の気持ちになって

人は、災害の脅威にさらされた時、自分のことで精一杯になり、一人一人の能力は結集しがたいものである。しかし、児童生徒はもちろん、協働で対応・作業にあたる人の気持ちにも配慮し、その人の力を引き出せば、大きな力となり、真の『絆』が生まれるのである。

2 学校防災体制の整備

震災の発生に伴って、児童生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を図るために、児童生徒の発達段階や地域の実情を勘案して校内防災委員会の設置等、学校における防災体制の整備が必要である。

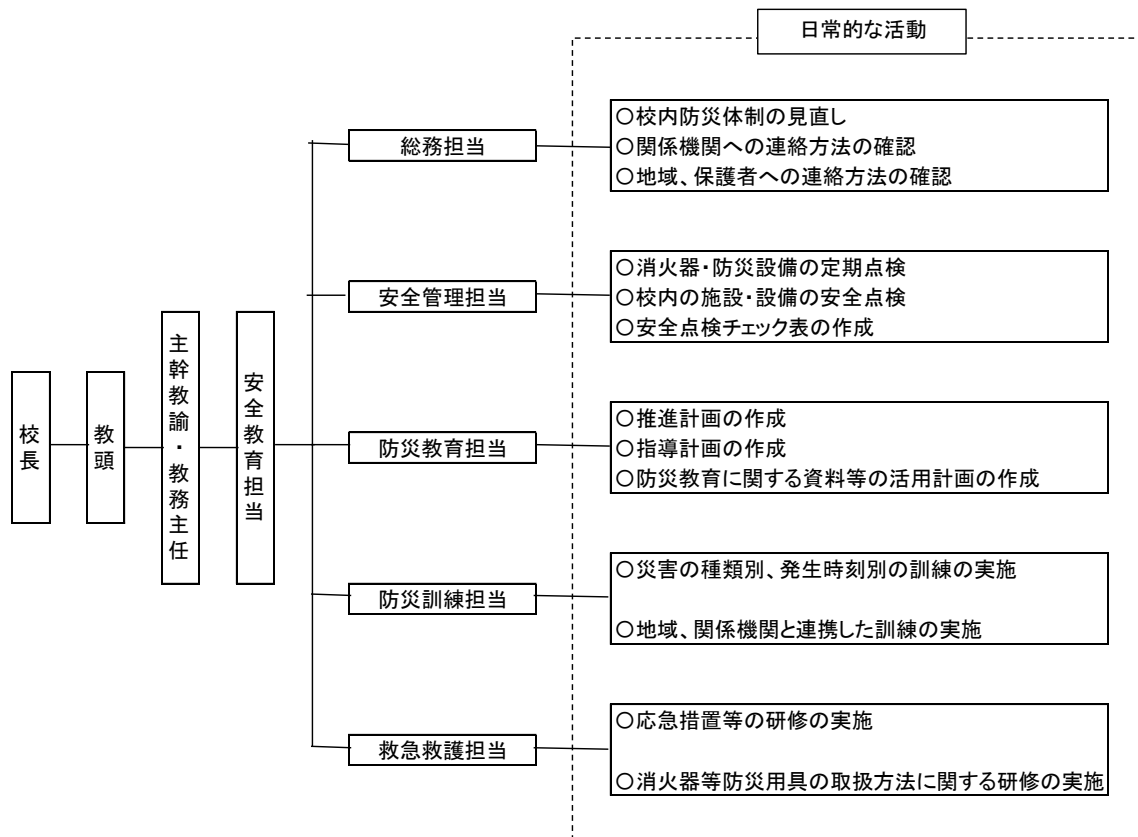
(1) 校長は、各学校の実状に応じて、教頭、主幹教諭、安全教育担当等を構成メンバーとする「校内防災委員会」を設置するか、または、それと同等の機能をもった既存の校内組織を活用するなどによって、「学校防災計画」を作成するとともに、日常的な学校防災体制を整備する。

(2) 組織、役割分担は、各学校の実状に応じて行うこと。

[校内防災委員会の主な役割]

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 「学校防災計画」の策定 | ② 防災教育、防災訓練の計画、実行 |
| ③ 教職員に対する研修の実施 | ④ 日常的な施設点検等の実施 |
| ⑤ 教育委員会や市役所との連携・調整 | |

(3) 日常的な防災組織体制 (校内防災委員会の組織例)



3 情報入手・連絡体制の整備

災害時に正確な情報をいち早く入手し、伝達することは、極めて重要である。常日頃から情報の入手方法と伝達方法について整備しておく必要がある。

(1) 情報の入手

災害発生前とその直後の情報を入手することは、極めて重要であり、場合によっては、二次被害の防止につながる。

【災害情報入手手段 (例)】

- ・ラジオ
- ・テレビ
- ・携帯ラジオ
- ・スマートフォン
- ・ホームページ
- ・SNS
- ・防災無線

※1 複数の方法を備えることが重要である。

※2 校外学習等の場合、携帯電話の他に、携帯ラジオ等の情報入手手段を持参するのが望ましい。

(2) 連絡体制

災害時における情報の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を整えることに努める。

【整えたい連絡体制】

- ・学校と教育委員会（災害対策担当部局）との連絡体制
- ・教職員相互の連絡体制
校内での教育活動時、修学旅行時、校外での教育活動時や勤務時間外の時など
- ・学校と保護者（児童生徒）の連絡体制（学校から保護者への一斉緊急連絡）
- ・消防署、警察署、学校医等との連絡体制

4 備蓄

(1) 災害発生時や待機時に必要となる備蓄

災害時に的確に対応するため、校内防災委員会の各係の担当者は、災害用品等を所定の場所に保管し、定期的に点検するとともに、原則として、保管場所が誰でも分かるよう「災害用品等のリスト」として職員室等に掲示する。

また、特別な配慮を要する児童生徒用の備品や備蓄についても配慮する必要がある。

【災害用品等のリスト（例）】

係名	必要な物品	保管場所
総務担当	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 学校防災マニュアル <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 緊急連絡用(引渡しカード) <input type="checkbox"/> 緊急活動日誌 <input type="checkbox"/> 乾電池	
安全管理担当	<input type="checkbox"/> 学校施設設備等点検表 <input type="checkbox"/> 被害状況調査票 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 電池式ランタン <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ジャッキ <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 学校敷地図 <input type="checkbox"/> 進入禁止等の表示板 <input type="checkbox"/> 危険箇所点検済表示 用具(マジック、ガムテープ、用紙)	
防災訓練担当	<input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> メガホン <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 革手袋 <input type="checkbox"/> マスク	
救急救護担当	<input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 応急手当薬品類 <input type="checkbox"/> 湿布薬等 <input type="checkbox"/> 洗浄用水 <input type="checkbox"/> 副木・ガーゼ <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 健康カード等 <input type="checkbox"/> 安全靴 <input type="checkbox"/> 防災マスク <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> スコップ <input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ジャッキ <input type="checkbox"/> のこぎり <input type="checkbox"/> 斧 <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> トランシーバー	

(2) アレルギー児童生徒への対応

災害発生直後は、アレルギーに対応した食料を準備することが困難である。アレルギーがある児童生徒については、少なくとも1日以上準備することが望ましい。また、アレルギーがある児童生徒が安心して食べられるように、災害時の食料については、自分で準備するようにする。例えば、災害時個人用備蓄品を入れたバッグ等を持たせ、学校で保管する等の工夫も必要である。

災害時個人用備蓄品(例)	
①飲み物や食料(栄養補助食品やゼリー飲料)	児童生徒や保護者が「備蓄品を自分で考え、家族で話し合い、袋等に入れる」作業を重視することにより、防災を自分で考える教育の一環として捉える。このような家族での話し合いは、他の児童生徒にも有効である。
②その他慣れている食材	
③アメニティ(歯ブラシ、タオル)	
④軍手、マスク	
⑤常備薬など	

個人の備蓄時に意識するポイント
①常温で開封すればすぐに食べることが可能なもの
②食べたことのあるもの
③スプーン・フォークなど(使い捨て)を準備
④食べやすい形のもの
⑤学期ごとに賞味期限を確認し、入れ替える
⑥医薬品は1回ずつ小分けにする

5 施設・設備の安全管理・点検

(1) 予防対策としての施設・設備の管理

非構造部材の落下等からの被害を防ぐ具体的な予防対策をとるとともに、災害発生時に使用する避難経路や施設及び設備の定期点検を行う。

○体育館や各教室の天井の非構造部材の落下防止対策や避難経路にある棚の転倒や移動、ガラス等の飛散防止対策をとる。

○放送設備、消火栓、消火器等の定期点検や使用方法の研修を行い、全教職員が使用できるようにしておく。

○防災設備、防災機器等の配置図を事務室や職員室に掲示し教職員に周知するとともに、避難経路図を各教室に掲示し教職員だけでなく児童生徒にも周知する。

(2) 施設・設備の安全点検

①計画的な安全点検

教育委員会等が実施する建物の耐震性の点検や防災機能の点検のほか、学校においては、安全点検を持続的かつ計画的に行わなければならない。

学校保健安全法施行規則では、次のように定期的、臨時的、日常的に行う安全点検について明記されている。

安全点検の種類	時間・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また、教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、犯罪に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常時に使用する設備及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない (規則28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また、教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、トイレ、手洗い場、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実状に応じて、上記(規則28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時的に、安全点検を行う (規則28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動が行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図らなければならない (規則29条)

<文部科学省：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」より引用>

(3) 避難を想定した点検のポイント

①校内の一次避難場所へ避難する経路の安全点検

- 避難経路となる廊下や階段、出入り口には、避難の障害となるロッカーや荷物などを置かない。ロッカー等は倒れないように固定する。
- 校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定・校内設備が使用不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の確認を行う。

②校外の二次避難場所へ避難する経路及び通学路の安全点検

- 災害発生時の校外への避難、登下校時の災害発生に備えて、通学路及び避難経路の定期的な安全確認を行う。(造成や道路工事等による地域の変化に応じて行う)
- 通学路、避難経路及び避難場所の危険箇所の確認を行う。(ブロック塀、看板、自動販売機、水害時に浸水、冠水の恐れがある場所の道路)
- 通学路の近くにある避難場所の確認を行う。

(4) 日常点検におけるチェックポイント

教職員は、日々活動する中で施設の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場であることから、定期的、臨時的、日常的に点検を行う。

備品・設備	点検ポイント
天井	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびが入っていないか ・膨らんだり、はがれたりしていないか
ガラス 蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・割れて飛散していないか ・飛散防止フィルム等ははがれていないか
ロッカー 本棚等	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金具や固定器具はゆるんでいないか ・転倒、移動の危険はないか ・上部に落下しやすいものを置いていないか
ガラス器具 食器類	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、落下、破損の危険はないか ・容器などを重ねて置いていないか ・棚など収納場所の扉は簡単に開かないか
薬品類 医療品類	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品の混合の危険性はないか ・劇薬等は鍵のかかる保管庫に他のものと区別して収納してあるか ・転倒を防ぐため、保管庫は壁等に固定してあるか
テレビ パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、落下、破損の危険はないか ・移動しないように固定してあるか
工作機械 工作用具	<ul style="list-style-type: none"> ・用具が落下することはないか ・収納棚などが、転倒する危険はないか
石油ストーブ ガスストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に引火物はないか ・安全装置は作動するか ・保管する際、タンクに燃料が残っていないか
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・元栓は閉めてあるか ・ガス管は老朽化していないか ・ボンベが転倒する危険はないか ・ガス漏れ警報装置等は正常に作動しているか
灯油等油類	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、落下により流出することはないか ・周囲に引火物はないか ・消火器などが近くに置いてあるか

フェンス・サッカーゴール 鉄棒・遊具など	・転倒、移動の危険はないか ・破損箇所はないか
-------------------------	----------------------------

＜参考：「点検チェックリスト」文部科学省ホームページより＞

-6 避難訓練の充実

(1) 初期対応の避難訓練とその充実

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも、次のような場所に素早く身を寄せて安全を確保することである。

- ・上からものが落ちてこない場所
- ・横からものが倒れてこない場所
- ・ものが移動してこない場所

そのためには、教師の指示を待たず、児童生徒が自ら判断して行動できるよう繰り返し訓練することが大切である。

また、教科・領域と関連させて避難訓練を実施したり、児童生徒が体験的に理解できるよう、年間を通して教育課程に位置づけ計画的に実施することが大切である。実施に当たっては、様々な場面、状況を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも、自ら危険を予測し安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実際的な訓練を行う必要がある。

- 教師の指示を待たずに児童生徒が自ら判断し、素早く安全確保できるよう繰り返し訓練する。
- 「落ちてくるもの」「倒れてくるもの」「移動してくるもの」とはどんなものか、校舎内の非構造部材を把握し、具体的な指導を行う。
- 身の回りを見渡し、身近にある安全な場所を探す訓練をする。
- いつでも安全な避難行動がとれるよう、緊急地震速報の音源を利用した訓練を行う。

(2) 二次対応の避難訓練

地震発生後に起こる二次災害には、地域性があり、学校の自然環境、社会的環境、施設の耐震化の有無など、様々な条件によって起こりやすさが変わる。そのため、学校は、想定される二次災害とその対応について十分検討することが重要である。

特に、二次避難の判断・指示を素早く行うことができるように、その手順を明確にしておき、防災マニュアル等に明記しておくことが大切である。

また、これら二次災害を想定しての訓練を繰り返し実施することが必要である。

【二次災害の可能性のある学校の避難訓練】

- 火災、ガス漏れ、土砂災害など、考えられる二次災害を洗い出し、その対応に応じた訓練の計画を立てる。
- 避難経路の破損、交通状況によりあらかじめ定めておいた避難経路が使えなくなる可能性も考え、複数の経路を設定する。
- 避難完了までの時間を測定し、どこに避難できるかを判断するデータとして蓄積する。
- 訓練によって明らかになった課題は、改善・改良を繰り返し、マニュアルに反映する。

（３）避難訓練実施上の留意点

- ①時期や回数は、学校種別や地域の実状に応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。
- ②事前にその意義を児童生徒に十分理解させ「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う必要がある。
- ③避難訓練は、次のような多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施する。

【様々な状況を想定した避難訓練（例）】

- 様々な規模を想定した地震や火災、風水害等に対応した訓練
 - 緊急地震速報を活用した訓練
 - 二次的被害を予想しての訓練
 - 設定日時の工夫（授業時、休憩時、放課後、登下校時、部活動時など）
 - 設定日時、または時刻を予告しないで行う訓練
 - 安全に保護者に引き渡す訓練
 - ライフライン断絶を想定した訓練
（校内放送ができないときの児童生徒への避難指示、保護者への連絡など）
 - 児童生徒を保護し、学校に待機せざるを得ない状況になった場合の訓練
 - 消火器、担架等を積極的に活用した訓練
 - 避難所開設に関わる訓練
- 等々

【様々な状況を想定した避難訓練の具体例】

緊急地震速報に対応する訓練

事前に「落ちてこない・倒れてこない・移動しない」場所を探す指導をする。

（初期対応例）・校舎では校舎から離れてしゃがむ。

・近くの教室の机の下に隠れ机の脚をしっかりと持つ。

・丈夫な柱の近くに身を寄せる。

緊急地震速報の音源を利用し、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」といった基準で安全な場所に、自らの判断で身を寄せる。その後、地震がおさまったことを想定して、教室または校庭に集合して、

安否確認する。

※教師の指導下でない場合(休み時間、清掃時間など)も想定して行う。

④教職員一人一人が役割分担(指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等)や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

⑤避難時の声かけや指示・判断・合図等について、学校全体で共通理解し一貫した指導ができるようにする。

(例1)「おはしもち」の指導

- お さない ⇒ 転倒を防止する
- は しらない ⇒ 校舎内(外)は走らない
- し ゃべらない ⇒ 教職員の指示をしっかりと聞く
- も どらない ⇒ 自分の生命を守ることを最優先に考える
- ち かぶかない ⇒ 危険に近づかないように避難する

(例2) 初期対応の基本行動

- 「身体の保護」 ⇒ 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」
安全な場所への避難
- 「避難口の確保」 ⇒ 窓やドアを開ける 等
- 「危険物の取扱い」 ⇒ 火災にならないよう電気・ガス・ストーブを止める
窓ガラスが飛び散らないようにカーテンを閉める 等
- 「避難時」 ⇒ 靴・防寒着・帽子の着衣、人員確認、搬出物 等

⑥実施後は、必ず評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させる。

⑦消防署や防災機関との連携を十分行うとともに、地域住民等との合同訓練も実施するように努める。

7 教職員研修等

教職員は、危険等から児童生徒等の生命や身体を守るため、状況に応じた的確に判断し行動しなければならない。また、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全に関する自らの意識や対応能力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

(1) 研修のための校内体制整備

校務分掌に、学校安全の中核となる教職員を位置付ける。

学校安全計画に、教職員研修(訓練)を位置付ける。

- ・事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う。

研修及び訓練をもとに、教職員は、事前に有事における実践力を身に付けておくと同時に、児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育を教育課程に位置づけ、日常の中で児童生徒に伝えていく。

(2) 研修内容

①教職員一人一人が防災・減災に関する基礎知識をもち、地域特性を理解する。

【研修内容（例）】

- 地域特性を知り、被害を最大限想定しておく。
- 考えられる災害とその対応に関する基礎知識をもつ。
- 学校にある防災設備や備品の把握及び使い方を知る。
- 児童生徒が自ら生命を守るため、正しい知識や技能を身に付け、主体的に判断する力を育成するための授業研究を行う。
- 児童生徒の心のケアについて、心の変化やその対応方法を知る。

②教職員のみでの訓練を通して、①の知識を深め、実践力を身に付ける。

- マニュアルに基づく、地震、火災などに対応した防災避難訓練を行う。
(管理職不在、防災担当不在時を想定した訓練も必要)
- 避難所運営の訓練を実施する。(教職員の初期動作を実際に行う)
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当てに関する知識及び実践力を習得する。
- 児童生徒及び教職員の安全確保と安否確認の方法を実践する。
- 児童生徒の引渡し等の訓練を行う。

II 発生時の危機管理【命を守る】

1 発災時の初期対応における基本的な考え方

災害が発生した場合、学校は、児童生徒の安全確保を最優先とする。このため、教職員は、児童生徒の避難誘導に当たって、災害の状況、発災時別や児童生徒の発災時の所在別に応じた確かな指示をするとともに、落ち着いた態度で児童生徒を励まし安心感を与えることが重要である。

2 学校管理下

教職員の対処・指導の指針
1 地震発生時には、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せられるようにする。(非構造部材から身を守る)
2 「お・は・し・も・ち」(「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「ちかづかない」)を基本としながら、臨機応変に素早く安全に避難誘導できるよう、単純明快な指示で、児童生徒を掌握する。
3 心身に障害のある児童生徒の安全確保を優先する。
4 「正常化の偏見」に陥らないよう、状況判断を的確に行い、避難誘導にあたる。
5 児童生徒は、教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、自らの判断で安全に行動できる能力を培う。

※「非構造部材」… 建物そのものではなく、天井材、外装材、照明器具、家具等の総称

正常化の偏見
人には、自分の身に迫っている危険を、根拠なく過小評価してしまう性質があると言われている。(正常化の偏見) 「大した被害はないだろう」「ここまでは来ないだろう」という考えが、避難の機会を奪い、命を危険にさらす。災害からの避難は一刻を争うものなので、「正常化の偏見」を打ち破って、一刻も早く避難を開始することが求められる。 児童生徒の避難誘導に際しては、自分の心の中の「正常化の偏見」や、防災マニュアルの想像以上の災害が起こる可能性を、常に意識することが求められる。

(文部科学省 「学校防災マニュアル作成の手引き」 より)

(1) 在校中に発災した場合の対応

予想される状況(時系列)	教職員の対応・行動	予想される児童生徒の反応(□)と児童生徒の行動(◎)
	初 期 対 応	
○地震が発生し大きく揺れる。	○児童生徒に安心させるような声	◎「落ちてこない・倒れてこない・

<p>○地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</p> <p>○強い揺れが十秒から数十秒間続く。</p> <p>○蛍光灯、窓ガラスなど、非常に多くのものが落下する。</p>	<p>かけをする。</p> <p>【授業中・給食中】</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下に潜り、机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守るように指示する。 <p>○校庭の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場で頭を抱えてしゃがむよう指示する。 <p>○体育館等、広いフロアのある屋内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れが大きい場合には、屋根や天井の崩落の可能性があるため、壁際まで移動した上で、その場で頭を抱えてしゃがむよう指示する。また、すぐに出入り口の扉を開放する。(出入り口の各扉の状況を把握するなど、迅速な脱出に備えておくこと) <p>【休み時間・放課後】</p> <p>○教室・特別教室・体育館・校庭の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【授業中・給食中】の場合と同じ。 <p>○廊下、階段の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下: その場で頭を抱えてしゃがむよう指示する。 ・階段: 手すりにつかまり転落を防止するよう指示する。 	<p>移動してこない」場所を見つけて身を寄せる。</p> <p><input type="checkbox"/>不安や恐怖に襲われ、泣く、叫ぶ等の反応が起こる。</p> <p><input type="checkbox"/>混乱のあまり、外に飛び出ようとする。</p> <p><input type="checkbox"/>恐怖のため動けなくなる。</p> <p>◎教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p>
<p>予想される状況(時系列)</p>	<p>教職員の対応・行動</p>	<p>予想される児童生徒の反応(<input type="checkbox"/>)と児童生徒の行動(◎)</p>
<p>二 次 対 応</p>		
<p>○大きな揺れがおさまる。</p> <p>○ガラスの破片の飛散、転倒物、</p>	<p>【避難準備】</p> <p>【授業中・給食中】</p>	

<p>落下物がある。</p>	<p><u>○教室・特別教室の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝手な行動をとらせない。 ・コンロ、ストーブ、ガス等の火を消す。又は、その指示をする。 ・コンセントを抜いたり、ガスの元栓等を閉めたりする。又は指示する。 ・負傷者等の有無を確認する。 ・負傷者等の救出、救急処置、応急手当をする。 ・大震災の場合には、できるだけ迅速に校庭等への避難を指示する。その後に負傷者等の救出・搬送に従事する。余震等による建物の倒壊など、二次災害の危険に十分留意する。 ・カバン等で頭部を保護するよう指示する。 <p><u>○体育館、校庭の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室、特別教室の場合と同じ。 <p>【休み時間、放課後】</p> <p><u>○校舎内の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業中、給食中の場合と同じ。 ・なお、近くの教職員のいない教室の児童生徒の安全確保を図る。 ・担任は、原則として担当の教室に行く。 ・廊下、階段にいる教職員は、近くの教室に入り、児童生徒への指示を行った後に、担当の教室に行く。 <p><u>○校庭の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所に集め速やかに整列し、しゃがむように指示した後に、数人を除いて、担当の場所に行く。 <p><u>○体育館の場合</u></p>	<p><input type="checkbox"/>上履きのまま、カバン等で頭を保護し、何も持たずに校庭への避難に備える。</p> <p>◎教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p>
----------------	---	---

<p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p> <p>○避難の際、廊下・階段等はガラスの破片で危険な状態である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大震災等の場合には、できるだけ迅速に学校が設定した避難場所への避難を指示する。その後に、負傷者等の救出・搬送に従事する。余震等による建物の倒壊など、二次災害の危険に十分留意する。 ・担任以外の教職員は、学校が設定した避難場所に行き、児童生徒の安全確保を図る。 ・本震の後は、余震が次々と起こるが、落下物等に注意して冷静に行動するよう指導する。 <p style="text-align: center;">【避難開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の人数を確認し、校庭へ避難を開始する。大震災等の場合には、すぐに避難を開始する。 ・教室からの避難の場合は、できる限り隣接する複数の学級が連携して、前後に教職員を配置して避難する。 ・負傷者、心身に障害のある児童生徒の保護を優先するよう指示する。 ・避難誘導の際、火災場所近くや上階層の児童生徒の避難を優先させる。なお、大震災等、優先順位よりも脱出可能な者から逃げる必要がある場合もあることを十分認識しておく。 ・周囲の状況(出火・倒壊・亀裂・出水等)を確かめながら避難する。 ・避難中に火災が発生した場合 	<p>◎教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>□大きな揺れの後で、児童生徒の心が動揺している。</p> <p>◎校庭への避難開始</p> <p>◎「お」「は」「し」「も」を守って行動する。</p> <p>「お」:おさない</p> <p>「は」:はしらない</p> <p>「し」:しゃべらない</p> <p>「も」:もどらない</p> <p>◎教室の場合:廊下に速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。</p> <p>◎体育館の場合:速やかに並び避難する。</p> <p>◎負傷者、心身に障害のある児童生徒をみんなで支え、助け合う。</p> <p>◎校庭に集合したら学年、学級ごとに整列する。</p> <p>◎腰をおろして低い姿勢で待機する。</p> <p>◎待機中は「お」「し」「も」を守る。</p> <p>「お」:おさない</p> <p>「し」:しゃべらない</p> <p>「も」:もどらない</p>
--	---	---

	<p>は、放送設備、口頭、ハンドマイク等の方法で火災場所を知らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの教職員で初期消火に当たる。その際、身体安全に十分配慮する。 ・トイレ等に児童生徒が残っていないかを確認する。(避難場所に集合した後) ・人員及び負傷者等を把握して本部へ連絡する。 <p>・「学校災害対策本部」の各班の行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索を行う。 ・負傷者の応急手当ををする。 ・被害の規模、児童生徒、教職員、学校施設・設備等の被災状況を把握し、教育委員会へ報告する。 ・避難場所への避難経路を確認する。 ・救助を必要とする児童生徒がいる場合は、消防署などへ救助要請する。 ・消防署等への救助要請ができない(来ない)ことも考慮し、救命救急法(心肺蘇生法、AED、包帯法、止血法等)等応急手当を行う。 ・ラジオ等で情報収集をする。 ・さらに、避難が必要か判断する。 ・「正常化の偏見」に気をつける。 ・マニュアルにとらわれず臨機応変な判断と避難に心掛ける。 	
<p>○避難所に指定されている場合、校庭は、避難してくる市民や、児童生徒を引取りに来る保護者等により混雑が予想される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、メール配信や学校のホームページへのアップなど情報発信を行う。 ・避難者、保護者の対応に当たる。 	<p>□保護者が引取り又は避難しに来る。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、予め決めてある手順にそって、引渡し活動を行う。 ・中学校の生徒に対し初期消火や救護等の活動のできる生徒を募る。 ・教育委員会への報告を行う。 ・校内の消火・巡視を行う。 	<input type="checkbox"/> それに応じた生徒は、消火、救護活動等に協力する。
--	---	---

(2) 登下校時に発災した場合の対応

予想される状況(時系列)	教職員の対応・行動	予想される児童生徒の反応(□)と児童生徒の行動(○)
	初 期 対 応	
<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し大きく揺れる。 ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・強い揺れが十秒から数十秒間続く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤途中の場合は、可能な限り所属校に向かう。 ・出勤途中に知り得た情報を総括班に報告する。 ・帰宅途中の場合は、所属校に戻るよう努める。 ・参集途中で知り得た情報を総括班に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せる。 ※通学路の途中に避難場所について事前に検討し指定しておく。 ◎カバンや上着等で頭部を守る。
	二 次 対 応	
<ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れがおさまる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在校中の教職員は、児童生徒を校庭に避難するよう指示する。 ・人員を点呼する。 それ以降については、在校中の場合と同じ。 ・地区担当の教職員は、担当地区の児童生徒のうち、学校にいない児童生徒の確認を行う。 ・教育委員会へ報告する。 ・校内の消火・巡視を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ※自分の身の安全は、自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。 ◎在校中の児童生徒は、教職員の指示に従い行動する。 □大きな揺れの後で児童生徒の心が動揺している。 ◎大きな揺れがおさまったら、学校に避難する。又は、家に帰る。

<p style="text-align: center;"><u>＜安否確認の目安＞</u></p> <p>震度5弱以上の場合は、電話連絡や通学路を通っての家庭訪問等で安否の確認を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>＜安否確認の内容（例）＞</u></p> <p><input type="checkbox"/> 児童生徒等及び家族の安否・けがの有無</p> <p><input type="checkbox"/> 被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の様子 ・ 困っていることや不足している物資 <p><input type="checkbox"/> 居場所（避難先）</p> <p><input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法</p>	<p>◎垂れ下がった電線に近づかない。</p> <p>◎自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求めらる。</p> <p>◎すぐに学校又は家に戻れない場合、通学路途上の「紀州君の家」等の住人等に、自分のいる場所について、保護者又は学校に連絡してくれるように依頼する。</p>
--	--	---

（3）校外活動中（日帰り・宿泊）に発災した場合の対応

予想される状況（時系列）	教職員の対応・行動	予想される児童生徒の反応（□）と児童生徒の行動（○）
<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し大きく揺れる。 ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・強い揺れが十秒から数十秒間続く。 	<p>初 期 対 応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を安心させるような声をかける。 	<p>◎「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せる。</p>
	<p>二 次 対 応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確保ができ次第、自校に速やかに現状を報告する。 ・場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を自校に報告する。その際、自校地域が被災した場合には、児童生徒に不安を抱かせないようにするなど配慮する。 	<p>◎最寄りの一時集合場所、避難所に避難する。なお、宿泊場所で発災した場合は、その管理者の指示に従う。</p>

	・教育委員会へ報告する。	
--	--------------	--

3 学校管理外

○休日・夜間等に発災した場合の対応

	配備態勢 第1号	配備態勢 第2号	配備態勢 第3号
災害の規模等	大雨・洪水警報、又は、 震度4 の地震を記録した時	大雨・洪水警報かつ暴風警報が発表された時及び 震度5弱 又は 震度5強 の地震を記録した時	暴風・大雨・洪水警報又は 震度6弱以上 の地震を記録した時 * 特別警報が発令された時
学校の対応 (岩出市職員災害初動マニュアルに準ずる)	管理職は学校で待機、情報の収集・伝達等に当たる。他教職員は自宅待機。	管理職及び必要に応じ予め定めた教職員が参集し、災害応急対策にあたる。他は自宅待機	原則として、教職員の全員を配備し、災害応急対策にあたる。参集不可の場合は連絡。

※ 病弱者、身体に障害のある教職員や、発生時に妊娠中または出産後育児休業中に相当する教職員で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

予想される状況(時系列)	教職員の対応・行動	予想される児童生徒の反応(□)と児童生徒の行動(○)
	初 期 対 応	
<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し大きく揺れる。 ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・強い揺れが十秒から数十秒間続く。 		<ul style="list-style-type: none"> ◎「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せる。 [家庭にいる場合] ・保護者の責任において児童生徒の安全確保を図る。
	二 次 対 応	
<ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れがおさまる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・傾斜地では、崖崩れが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、可能な限り所属校に参集する。 ・道路の寸断等により、所属校に出勤できない場合は、所属校の校長に連絡し、指示に従う。 	
	・教職員は、児童生徒の安全確保を最優先する。	□大きな揺れの後で、児童生徒の心が動揺している。

<p>・本震が終わっても、間もなく大きな余震が次々と起こることが予想される。また、崖崩れ、土石流等の発生も懸念される。</p>	<p>・出勤した教職員は、出勤途上で知り得た情報を総括班に報告する。</p> <p>・校舎等の安全確認を行う。</p> <p>・避難所の開設及び管理運営に協力する。</p> <p>・発災当初の任務の後、教職員は児童生徒の安否確認などの業務に従事する。</p> <p>・教育委員会へ報告する。</p>	<p>◎わが身・家族の安全を確認した児童生徒は、地域の人々と協力し助け合う。</p>
<p style="text-align: center;"><安否確認の目安></p> <p>震度5弱以上の場合、電話連絡や家庭訪問等で安否の確認を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><安否確認の内容(例)></p> <p><input type="checkbox"/> 児童生徒等及び家族の安否・けがの有無</p> <p><input type="checkbox"/> 被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の様子 ・困っていることや不足している物資 <p><input type="checkbox"/> 居場所（避難先）</p> <p><input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法</p>	

4 発生時の危機管理における留意点

教職員は、学校防災計画の役割分担を基本としながらも、災害が発生した場合は、時と場所に応じた行動を取り、児童生徒の安全確保に万全を期する。特に、震度6以上の地震など、極めて重大な災害が発生した場合には、二次災害にも十分留意する必要がある。各学校の実態に応じて二次災害を想定し、避難場所を決めておく必要がある。

また、状況判断をする際には「正常化の偏見」に陥らないように十分気をつける。

【想定すべき二次災害】

想定すべき二次災害の例	
津波	河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火災	学校からの出火 周辺地域からの延焼・類焼
余震	建物の崩壊 非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	土砂災害 地盤(沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等) 水害(堤防決壊等)

5 気象災害への対応

(1) 異常気象を知る

①気象情報を確認（気象庁による天気予報と雷注意報の確認）

○屋外での学校行事が予定されている場合

事前にテレビ、ラジオ、インターネット等で天気予報と雷注意報等を確認する。

○キーワード（積乱雲が発達しやすい気象状況）

「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」

②積乱雲が近づく兆し

○竜巻や局地的大雨が発生するような発達した積乱雲が近づく兆し

- ・真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・冷やっとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨やひょうが降り出す。

○竜巻が近づく際の特徴

- ・雲の底から地上に伸びるロウト状の雲が見られる。
- ・飛散物が筒状に舞い上がる。
- ・ゴーというジェット機のようなごう音がする。
- ・気圧の変化で耳に異常を感じる。 等

③心構え

○危険な場所から離れ、安全な場所に避難する。

- ・屋外で積乱雲が近づく兆しを察知したら、できるだけ速やかに危険な場所から離れ児童生徒を丈夫な建物に避難させる。
- ・災害は「まさか」ではなく、「いつかは」起きるものであり、油断しない。

「自分の身は自分で守る」

○雷が聞こえたら

- ・遠くで雷の音がしたらすでに危険な状況で、自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくないという認識を持つ。
- ・屋外活動を中断し、児童生徒を速やかに屋内に避難させる。
- ・近くの安全な建物に避難する。避難する建物がない場合には、高い木の近くを避けてできるだけ姿勢を低くする等、登下校時であっても児童生徒が自らの身を守れるように日頃から安全指導を行う。

○台風等の接近による被害軽減の措置

- ・飛散しやすいものを屋内に片づけ、屋外のサッカーゴール等は横に倒しておく。
- ・出入り口や窓は閉鎖する。カーテンを閉め、できる限り窓から離れる。

(2) 竜巻等突風、雷、急な大雨等への対応について

	竜巻による災害	雷による災害	急な大雨による災害
事前	○児童生徒に竜巻等突風、雷、急な大雨等に対する対応等について指導する。 ○「特別警報」が発令された場合、尋常でない大雨等が予想され、重大な災害が起こる可能性		

	<p>が高まることから、直ちに避難するなど身を守る行動がとれるよう指導しておく。</p> <p>○気象情報の確認方法についての周知徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビやラジオのほか気象庁のホームページナウキャスト(降水、雷、竜巻) ・国土交通省のXレイン(集中豪雨や局地的大雨等) <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報に「雷を伴う」「大気の状態が不安定」という表現が使われていないか、雷注意報や竜巻注意情報が発表されていないか確認する。 ・積乱雲は急に発達することが多いため、活動中も随時空の様子に注意する。 		
発生時	<p>【在校時に発生した場合の対応】</p> <p>○屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓を閉め、カーテンを引く。 ・児童生徒を校舎内の最下階やできるだけ窓のない教室等の中央部に移動させる。(部屋の隅、ドア、外壁から離れる) ・丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 ・体育館にいる場合は、ステージや更衣室、用具室等窓ガラスの少ない場所に移動し、両腕等で頭と首を守る。 <p>○屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに教室等屋内に避難する。 ・屋内に避難できない場合は、頑丈な建物の物陰に入って身を小さくする。又は、物陰やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。 <p>【登下校時に発生した場合の対応】</p> <p>○屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物の物陰に入って身を小さくする。 ・車庫、物置、プレハブを避難場所にしない。 ・橋や陸橋の下に行かない。 ・建物等に避難できない場合 	<p>【在校時に発生した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雷発生時は、雷が鳴りやむまで校舎内で待機させる。 ・新しい雷雲の接近に常に注意し、気象情報等で安全を確認の上、活動が再開できるかどうか判断する。 ・児童生徒の下校については、雷が鳴り止むまで校舎内に待機させるなど児童生徒の安全確保に努める。 ・雷が鳴り止まないときは、保護者等に連絡し、安全に引渡すことを考える。 <p>【登下校時に発生した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雷鳴が聞こえたらすぐ建物の中や自動車等に避難する。 ・木や電柱のそばは危険であるので4m以上離れること。 ・近くに避難する場所が 	<p>【在校時に発生した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨が止むまで校舎内で待機する。 ・大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された場合、児童生徒の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討する。 ・下校時間や方法については、教育委員会と相談の上、集団下校、保護者への引渡しなど児童生徒等の安全を最優先に考え決定する。早めの対応を心がけ、時機を逸して危険な状況の中を下校させることがないように注意する。 <p>【登下校時に発生した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨が降り始めたり、空や川に異変を感じたら、すぐに水辺から離れる。 ・浸水した場所に注意する。大雨の時、地下施設は水が流れ込み危険である。 ・橋の下での雨宿りは厳禁

	<p>は、物陰やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱、樹木の倒壊に注意する。 <p>【休日・夜間等に発生した場合の対応】</p> <p>○屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の最下階に移動する。 ・雨戸、シャッター、窓、カーテンを閉める。 ・家の中心部に近い部屋に移動する。 ・部屋の隅、ドア、外壁から離れる。 ・頑丈な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る。 <p>○屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ＊対応については、登下校時に発生した場合とほぼ同じである。 	<p>ない場合は、姿勢を低くする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険があることから、建物の中や自動車等、安全な場所で待機する。 <p>【休日・夜間等に発生した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ＊屋外にいる場合は、基本的には登下校時に発生した場合の対応と同じである。 	<p>である。また、自分のいる場所では雨が降っていないくても、上流の雨で増水することもあることにも注意する。</p> <p>【休日・夜間等に発生した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ＊屋外にいる場合は、基本的には登下校時に発生した場合の対応と同じである。
事後	<p>【在校時及び登下校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、児童生徒の安否を確認する。 ・保護者への対応等 安否情報の伝達(電話、メール等)し、児童生徒の引渡しを行う。 <p>【休日等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、児童生徒の安否を確認する。 ＊教師や保護者の協力を得て確認する。 		

【留意点】

- ①気象台から発表される竜巻注意情報は、1時間限りの情報であるが、竜巻が起りやすい状況が続くときは、再度発表される。
- ②局地的な前線の通過や塵旋風（晴天時に校庭等で見られるつむじ風）などにより、突風が吹くことがある。このため、天気にかかわらず、テントなど飛ばされやすいものは常にしっかり固定することが必要である。

- ③大雨、洪水の場合、川や用水路などは、雨が降っているときに増水するとは限らず、雨があがった後に増水し、簡単に水が引かない場合もあるので、十分注意が必要である。
また、冠水によって道路と側溝・川との区別がつきにくくなり、児童生徒が落ちてしまうなどの危険性が高くなるので、近づかないように指導する。
- ④休日や登下校時においても、児童生徒等が自分で判断して身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、積乱雲がもたらす急な大雨、落雷、竜巻等突風、積乱雲の近づく兆しがある場合のとるべき行動、雷や竜巻等突風の特性、安全な避難場所等について十分理解させておく。

6 火災への対応について

学校敷地内を出火場所とする場合	
初 期 対 応	
<p>【授業中・給食中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発見者は状況を知らせる。(火災報知器、インターホンなど) ○消防に119番通報する。 ○初期消火班で対応可能な教職員で初期消火を試みる。(可能な範囲にとどめる) ○第一次放送を行う。 <p><放送例></p> <p>「ただいま□□□で火災が発生しました。初期消火班の先生は消火器を用意し、現場に急行してください。児童生徒で□□□のそばにいるものは急いでその場から離れてください。その他の児童生徒は次の指示があるまで落ち着いて待機しててください。」</p> <p>【休み時間・放課後】</p> <p>【授業中・給食中】の場合の対応と同じである。</p>	
二 次 対 応	
<p>【授業中・給食中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第二次放送を行う。 <p><放送例></p> <p>「これより避難を開始します。出火元が□□□ですので、△△階段は使用できません。(避難経路に関する指示を明確に出す)まずは、○年生、先生の指示に従い、落ち着いて避難してください。・・・繰り返します」(指示は短く3回ほど繰り返す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の順は、出火元の階⇒出火元の直上階⇒その他のフロアーが望ましい。 ・特別支援学級の児童生徒が交流学級にいる場合は、交流学級で避難する。その後、校庭で特別支援学級に合流する。 ・煙が充満し始めたときの指示 <p>「ハンカチや手で目や鼻を覆う」「姿勢をできるだけ低くする」「視界が悪い時は、壁伝いに移動する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担当教職員は、残留児童生徒がいないか、付近を確認の後に避難する。持出班は、名簿等を持ちだす。 ○校庭で学級ごとに点呼し、所在不明者・けが人などがいないか確認する。 	

・学校災害対策本部を立ち上げる。

○教育委員会に報告する。

【休み時間・放課後】

【授業中・給食中】の場合の対応と基本的に同じであるが、放送の内容が変わる。

<放送例>

「これより避難を開始します。出火元が□□□ですので、△△階段は使用できません。(避難経路に関する指示を明確に出す)児童生徒は各自落ち着いて避難してください。・・・繰り返します」(指示は短く3回ほど繰り返す)

校区内で火災が発生し延焼が心配される場合

【学校が住宅地にあり、学校への延焼等危険が予想される場合】

○あらゆる手段を講じて、「現在」の「正確」な情報の把握を行う。

○児童生徒を落ち着かせ、カバン等で頭を守りながら、広域避難場所への避難の可能性とその際の注意を徹底する。

○広域避難場所までの安全と風向きなどの確認をする。

○広域避難場所へ全校で避難する。(緊急を要する場合は学年単位で迅速に避難する)

・交通事故等の二次的な被害に遭わないように最大限の注意を払う。

【通学路で火災が発生し、登下校に危険が予想される場合】

○あらゆる手段を講じて、「現在」の「正確」な情報の把握を行う。

○危険が予測される箇所には教職員を配置し、見守りを行う。場合によっては通学路を変更して登下校させる。

○地域の見守り隊の方にも協力を依頼する。

Ⅲ 事後の危機管理【立て直す】

1 学校災害対策本部の設置

学校災害対策本部は、災害発生後、その被害状況を踏まえ、校長の判断によって設置される。校長をはじめ全教職員で構成し、校内における児童生徒の安全の確保に努める。

また、災害後できるだけ早く、学校がその機能を取り戻し、通常の教育ができるよう配慮する。

【学校災害対策本部組織（例）】

業務班	内 容	主な必要物
学校災害 対策本部 [校長・教 頭・各班 長]	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・校内放送等による連絡、指示 ・他班との連絡調整 ・非常持出品を搬出 ・全ての児童生徒や教職員に説明 ・岩出市災害対策本部、教育委員会等に連絡 ・状況を判断し、必要物資を要求 ・記録日誌、教育委員会への報告書作成 ・応急対策の決定 ・緊急活動の停止時期の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の敷地図 ・ラジオ ・ハンドマイク ・懐中電灯 ・緊急活動の日誌 ・トランシーバー ・携帯電話
安否確認・ 避難誘導 班	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった直後に負傷の程度をできる限 りの確に判断する ・指定避難経路や別の経路を使って避難させる ・行方不明の児童生徒、教職員を本部に連絡する ・児童生徒の不安の緩和 ・医療援助を求めるかどうかの決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・出席簿 ・拡声器（メガホン） ・ホイッスル ・懐中電灯
安全点検・ 消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握（ライフライン） ・初期消火 ・安全点検 ・施設等の構造的被害程度を調査し本部に報告 ・避難及び救助活動の支援 ・近隣の危険個所の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・革手袋 ・軍手 ・ヘルメット ・道具セット ・安全点検票
救急医療 班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 ・医療の援助が必要かどうかを決める ・負傷や応急手当の記録をとる ・応急手当用備品の確認 ・関係医療機関への搬送、連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急箱 ・健康カード ・担架 ・水 ・毛布 ・AED
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を2人1組からなる数チームに分け、それ ぞれ特定の区域の負傷者の救出、救命にあたる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・丈夫な靴 ・のこぎり・革手袋、軍手

	<ul style="list-style-type: none"> ・常に複数で行動する ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・負傷者や危険箇所等の通報のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・防塵マスク ・トランシーバー ・バール ・斧 ・毛布 ・担架
保護者 連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉メール送信、防災無線等での連絡 ・引渡し場所の指定 ・保護者や後見人に、児童生徒を引渡す作業の開始 ・身元確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡しカード ・名簿 ・集合場所のクラス配置図
応急復旧 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握 ・応急復旧に必要な機材等の調達、管理 ・危険箇所の処理 ・授業教室を確保 ・明白な構造的被害や他の危険のある場所を立入禁止にする ・避難場所の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・被害調査票 ・校内配置図 ・ロープ ・標識
避難所 支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受付をし、名簿の作成や避難生活の状況を把握 ・ボランティアを希望する人を受け入れる準備 ・トイレ設備をつくる ・ゴミが衛生的に適切に処理されているかを確認 ・必要に応じて、配付するための食糧、水、配給物を集める ・避難所の統合、廃止の計画 ・関係機関への報告連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスターキー ・ラジオ ・間仕切り用段ボール ・校内配置図 ・保護者への文書による指示 ・ボランティアの仕事の内訳 ・トイレの備品 ・職員の表示 ・ビニール袋 ・ロープ ・テープ

※1 上記については、あくまで例であり、学校規模や状況によっては必要な業務内容の優先順位を決めて実施する。

※2 災害発生の時間帯等によっては、担当者が不在で学校防災体制の組織が機能しない可能性がある。例えば、発災当初、学校に参集した教職員の人数が少ない場合には、複数の役割を兼務するなど、対応可能な教職員の人数や被害の状況等に応じて柔軟に対応できるシステムを整備しておく。

2 保護者との連絡・引渡し

災害発生時、学校がまず行わなければならないことは、児童生徒の安否確認である。その後、災害規模にもよるが校区内や地域の被災状況等を調査して保護者との連絡・引渡し等を実施しなければならない。

(1) 保護者との連絡

緊急時に児童の引渡しを円滑に行うために、「引渡しカード」等を作成するとともに、訓練を通して引渡しの手順を教職員・保護者に周知するなど、非常時における速やかな連絡手段を整えておくことが重要である。この場合保護者が、昼間、家庭にいない場合について考慮すること。

(2) 保護者等への引渡し方法の例

災害発生後、児童生徒を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合には、児童生徒の安全を確認した後、児童生徒の引き渡しについてあらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取り、引渡しを行う。

【引渡しルール】

震度5弱以上	保護者が引取りに来るまで学校に待機させる。
震度4以下	原則として下校させる。

①引渡し場所

原則としては、当該学校である。保護者に引き渡すまで、学校で児童を待機させていることを保護者に周知徹底しておく。(保護者の安心にもつながる)

なお、状況に応じて生徒についても待機させる場合がある。

②引渡し方法

- 児童の安全確認後、事前に定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。
- 教育委員会に引渡しの実施について連絡する。
- 二次避難を行った場合は、保護者及び教育委員会に避難先を連絡する。

③引渡し

- 原則として直接保護者に引き渡す。
- 引き渡す場合は、「引渡しカード」に所定事項を記入、確認した上で保護者及び教職員が署名を行う。
- 引渡しができない場合は、当該児童を学校の安全な場所で待機させる。

(3) 留意事項

- 保護者と連絡が取れない場合に預かってもらえる方を予め指定してもらう。
- 保護者に引取を依頼する場合は、保護者が迎えに来るまで、児童を学校に留め置くことを伝える。むやみに保護者を急がせることがないように留意する。
- 学校で留め置いている児童に不安を与えないように配慮する。
- 中学校の生徒は、安全確認後の一斉下校とする。安全が確認できない場合は、学校に待機させる。

(4) 中学生の下校方法

校長は、通学路の安全を確認した後、地区担当の教職員に地域別に集めた生徒を指定の場所まで引率させるなど、あらかじめ定めてある帰宅方法に基づき帰宅させる。

<引取者がいない児童>

児童生徒を引き渡すまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ落ち着かせる。必ず教職員がそばにつき、児童生徒に安心感を与える。落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、学校にいる旨の張り紙をして、引取者が来るまで学校で預かる。子供に不安感を抱かせないように配慮することが大切である。電話が回復すれば、勤務先又は緊急連絡先に電話をする。

3 避難所としての学校の対応

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化である。

避難所運営は、本来市の防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要したり、担当者がすべての避難所に配置されず、教職員が開設や運営等について中心的な役割を担う状況も考えられる。各学校においては、「岩出市避難所開設初動マニュアル（避難施設別情報）」に基づき、避難所の開設・管理運営について協力・支援する。

『岩出市避難所開設初動マニュアル（避難施設別情報）』—令和2年9月岩出市作成—

*以下、その『主な流れ』を記載するので、必ず、自校の初動マニュアルで確認すること。

執務時間内の場合

取るべき行動	備考
担当：学校職員 1 児童生徒の安全を確保する ①学校防災マニュアルに基づき、児童・生徒の誘導等を行い、安全を確保する。	避難所開設と同時並行し、児童生徒の安全確保

<p>②一般の避難者がある場合は、「避難者一時待機場所」に退避するよう誘導する。</p>	<p>や、保護者への引き渡しを行う。</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>2 避難施設等のカギを開ける</p> <p>必要に応じ、「感震キーボックス」(※1)から鍵を取り出し、避難施設、門扉、備蓄倉庫等のカギを開けるとともに、「避難所スターターキット」(※2)を取り出す。</p> <p>開門箇所：学校によって異なる</p>	<p>※1 震度5弱以上で自動解錠。解錠施設、備蓄倉庫等の位置は別紙「避難所使用想定」を参照(学校によって異なる)。</p> <p>※2 避難所開設時に必要なテープや筆記用具等を格納。</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>3 避難所の安全等を確認する</p> <p>①すでに避難者がいる場合は、「施設の安全が確認されるまで、建物内には入らないでください。」等を伝える。</p> <p>②受け入れ先となる施設の状態を確認する。(※)</p> <p>③できれば2名以上の複数名で、下記項目を確認する。(人員が不足する場合は避難者に協力を要請)</p> <p>「主な確認事項」</p> <p><input type="checkbox"/>建物が傾斜・沈下していないか</p> <p><input type="checkbox"/>壁や天井が崩れていないか、大きな亀裂はないか</p> <p><input type="checkbox"/>床が壊れていないか</p> <p><input type="checkbox"/>ガラス片などの危険物が全面に散乱していないか</p>	<p>※危険と判断する項目がある場合は、避難者を誘導せず市災害対策本部に連絡する。</p> <p>立入禁止場所や使用禁止場所等がある場合は、張り紙等で明示する。</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>4 避難者居住区画のゾーニング</p> <p>別紙「避難所使用想定」を参考に、通路や居住スペースを確保し、テープなどで明示するとともに、玄関に受付を設置する。</p>	<p>舞台は物資設置スペース等となるため、網カーテン等で侵入を規制する。</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>5 避難者を誘導する</p> <p>①避難者を施設に誘導する。</p> <p>②事故のないよう、可能な限り複数名で誘導する。 (人員が不足する場合は避難者に協力を要請)</p> <p>③場所の確保は早い者勝ちではなく、後の移動の必要性も周知する。</p> <p>④車両での避難者については、「車両避難駐車場所」に誘導する。</p>	<p>別紙「避難所使用想定」参照</p> <p>※車両での避難については、動線を分けるなど、児童生徒の安全確保に留意</p>

	する。						
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>6 避難者の受付</p> <p>①受付にて世帯代表者に対し、避難者名簿及びクリップペンを配布し、後ほどの回収を説明（※1）</p> <p>②感染症等の蔓延を防止するため、受付時に発熱等の症状を確認し、症状がある避難者については、一般の避難者とは別室に誘導する。</p> <p>③各室内は土足厳禁（※2）</p>	<p>※1 混雑を避けるため、受付では記入せず、居住スペースにて記入してもらう。</p> <p>※2 「避難所スターキット」内のビニール袋を配布する。</p>						
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>7 居住スペースへの誘導</p> <p>①誘導には必ず複数名（必要に応じ避難者に協力を要請）であり、通路部分等は使用させないよう誘導する。</p> <p>②世帯同士の間隔（2m）を空けるよう誘導する。</p>	<p>※ 「避難所運営マニュアル」本編の居住スペース例を参照のこと。</p>						
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>8 間仕切り段ボールの設置</p> <p>①〇〇に保管している間仕切り段ボールを〇〇に搬入</p> <p>②間仕切り段ボールについて避難者に周知し、必要に応じた設置を伝える。（※）</p>	<p>板状の段ボールの場合、テープ等で張り合わせて使用する。</p> <p>※組み合わせ方法については、「避難所運営マニュアル」本編の居住スペース例を参照のこと。</p>						
<p>担当：市職員</p> <p>9 避難所の責任者等を決める</p> <p>市災害対策本部との連絡窓口や避難所の運営等について、リーダーとなる責任者などを避難者の中から決める。</p> <table border="1" data-bbox="284 1391 938 1541"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1391 612 1442">役 割</th> <th data-bbox="612 1391 938 1442">責任者など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1442 612 1494"></td> <td data-bbox="612 1442 938 1494"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1494 612 1541"></td> <td data-bbox="612 1494 938 1541"></td> </tr> </tbody> </table>	役 割	責任者など					<p>※避難所運営マニュアル本編を参照のこと</p>
役 割	責任者など						
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>10 避難者数を把握する</p> <p>①避難者から「避難者名簿」を回収</p> <p>②集計した避難者数を、市災害対策本部に報告</p>							
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>11 備蓄物資等を準備・配布する</p> <p>①避難者に配布する毛布等の備蓄物資や食料等を備蓄倉庫から準備・配布する。（※）</p> <p>②不足が予想される場合は、市災害対策本部に必要物資を要請する。</p>	<p>※配布については、各避難所の状況に応じ、本部の指示を待たず配布可。備蓄倉庫内に掲示。</p>						

<p>③原則として、世帯代表者に配布する。</p> <p>④物資等は、避難施設内の空きスペースに搬入し、必要に応じ適宜配布する。</p> <p>⑤配布数や残数等を確認し、市災害対策本部に報告する。</p>	
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>12 仮設トイレ等を設置する</p> <p>①トイレの使用可能状況を確認し、断水等で使用できない場合は使用禁止の措置を取る。</p> <p>②使用できない場合は、仮設トイレ等の設置を市災害対策本部に要請する。</p> <p>③マンホールトイレ設置避難所については、マンホールトイレ設置の可否（下水道の使用可否）について、市災害対策本部に確認のうえ、トイレ及びテントを設置する。</p>	

執務時間外の場合

取るべき行動	備考
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>1 避難所へ参集する</p> <p>①自分自身や家族の安全を確保し、施設管理者（※）は避難所へ参集する。</p>	<p>※①学校長・②教頭並びに市避難所開設担当</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>2 避難施設等のカギを開ける</p> <p>〇〇から侵入し、「感震キーボックス」（※1）から鍵を取り出し、避難施設、門扉、備蓄倉庫等のカギを開けるとともに、「避難所スターターキット」（※2）を取り出す。</p> <p>開門箇所：学校によって異なる</p>	<p>※1 震度5弱以上で自動解錠。解錠施設、備蓄倉庫等の位置は別紙「避難所使用想定」を参照（学校によって異なる）。</p> <p>※2 避難所開設時に必要なテープや筆記用具等を格納。</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>3 避難所の安全等を確認する</p> <p>①すでに避難者がいる場合は、「施設の安全が確認されるまで、建物内には入らないでください。」等を伝え、「避難者一時待機場所」に退避するよう誘導する。</p> <p>②受け入れ先となる施設の状況を確認する。（※）</p> <p>③できれば2名以上の複数名で、下記項目を確認する。（人員が不足する場合は避難者に協力を要請）</p> <p>「主な確認事項」</p>	<p>※危険と判断する項目がある場合は、避難者を誘導せず市災害対策本部に連絡する。</p> <p>立入禁止場所や使用禁</p>

<p>□建物が傾斜・沈下していないか □壁や天井が崩れていないか、大きな亀裂はないか □床が壊れていないか □ガラス片などの危険物が全面に散乱していないか</p>	<p>止場所等がある場合は、張り紙等で明示する。</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>4 避難者居住区画のゾーニング</p> <p>別紙「避難所使用想定」を参考に、通路や居住スペースを確保し、テープなどで明示するとともに、玄関に受付を設置する。</p>	<p>舞台は物資設置スペース等となるため、網カーテン等で侵入を規制する。</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>5 避難者を誘導する</p> <p>①避難者を施設に誘導する。 ②事故のないよう、可能な限り複数名で誘導する。 （人員が不足する場合は避難者に協力を要請） ③場所の確保は早い者勝ちではなく、後の移動の必要性も周知する。 ④車両での避難者については、「車両避難駐車場所」に誘導する。</p>	<p>別紙「避難所使用想定」参照</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>6 避難者の受付</p> <p>①受付にて世帯代表者に対し、避難者名簿及びクリップペンを配布し、後ほどの回収を説明（※1） ②感染症等の蔓延を防止するため、受付時に発熱等の症状を確認し、症状がある避難者については、一般の避難者とは別室に誘導する。（※2） ③各室内は<u>土足厳禁</u>（※3）</p>	<p>※1 混雑を避けるため、受付では記入せず、居住スペースにて記入してもらう。 ※2 校舎カギについては、施設管理者及び教育委員会が保有しているため、即時の解錠が困難である場合は、間仕切り段ボールを設置するなどし、一般の避難者との別離に努める。 ※3 「避難所スターターキット」内のビニール袋を配布する。</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>7 居住スペースへの誘導</p> <p>①誘導には必ず複数名（必要に応じ避難者に協力を要請）であり、通路部分等は使用させないように誘導する。 ②世帯同士の間隔（2m）を空けるよう誘導する。</p>	<p>「避難所運営マニュアル」本編の居住スペース例を参照のこと。</p>
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>8 間仕切り段ボールの設置</p>	<p>板状の段ボールの場合、テープ等で張り合わせて</p>

<p>①〇〇に保管している間仕切り段ボールを〇〇に搬入</p> <p>②間仕切り段ボールについて避難者に周知し、必要に応じた設置を伝える。(※)</p>	<p>使用する。</p> <p>※組み合わせ方法については、「避難所運営マニュアル」本編の居住スペース例を参照のこと。</p>						
<p>担当：市職員</p> <p>9 避難所の責任者等を決める</p> <p>市災害対策本部との連絡窓口や避難所の運営等について、リーダーとなる責任者などを避難者の中から決める。</p> <table border="1" data-bbox="284 622 938 770"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 622 612 674">役 割</th> <th data-bbox="612 622 938 674">責任者など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 674 612 725"></td> <td data-bbox="612 674 938 725"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 725 612 770"></td> <td data-bbox="612 725 938 770"></td> </tr> </tbody> </table>	役 割	責任者など					<p>※避難所運営マニュアル本編を参照のこと</p>
役 割	責任者など						
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>10 避難者数を把握する</p> <p>①避難者から「避難者名簿」を回収</p> <p>②集計した避難者数を、市災害対策本部に報告</p>							
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>11 備蓄物資等を準備・配布する</p> <p>①避難者に配布する毛布等の備蓄物資や食料等を備蓄倉庫から準備・配布する。(※)</p> <p>②不足が予想される場合は、市災害対策本部に必要物資を要請する。</p> <p>③原則として、世帯代表者に配布する。</p> <p>④物資等は、避難施設内の空きスペースに搬入し、必要に応じ適宜配布する。</p> <p>⑤配布数や残数等を確認し、市災害対策本部に報告する。</p>	<p>※配布については、各避難所の状況に応じ、本部の指示を待たず配布可。備蓄倉庫内に掲示。</p>						
<p>担当：学校職員もしくは市職員</p> <p>12 仮設トイレ等を設置する</p> <p>①トイレの使用可能状況を確認し、断水等で使用できない場合は使用禁止の措置を取る。</p> <p>②使用できない場合は、仮設トイレ等の設置を市災害対策本部に要請する。</p> <p>③マンホールトイレ設置避難所については、マンホールトイレ設置の可否（下水道の使用可否）について、市災害対策本部に確認のうえ、トイレ及びテントを設置する。</p>							

* 「避難所使用想定」「体育館避難所使用時レイアウト」「避難施設用避難所開設スターターキット」の記載内容は、学校によって異なる。

4 教育活動再開に向けての対応

校長は、教育活動を早期に再開するため、児童生徒の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認を行う。また、教職員間での情報の共有に努める。

(1) 校長は、市教育委員会と協議して授業再開を決定する。

(2) 授業再開の方策

- ① 児童生徒の安否確認を行う。
- ② 教職員の状況把握と市教育委員会に授業再開に必要な応援要請を行う。
- ③ 施設・設備の損壊状況、電気・ガス・水道の復旧状況等学校施設・設備の安全確認を行う。
- ④ 避難場所から学校までの安全確認を行う。
- ⑤ 被災状況により、自校での再開が難しい場合、近隣校との合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区域方式等が考えられる。近隣校及び教育委員会との協議によって決定する。
- ⑥ 昼間二部授業、時差通学、短縮授業、家庭学習等の方策を検討し、授業の実施方法を決定する。
- ⑦ 授業再開の決定を関係機関・PTA等に、メール・学校便り・ホームページ等により周知する。

(3) 授業を実施するための方策

- ① 避難状況に応じ、学校施設の領域を分けし、授業再開の準備を行う。
 - ア 被災者数及び状況（年齢・家族構成・健康状態等）に応じた、避難所領域を明確にする。
 - イ 授業実施のために学校運営上必要な領域を明確にする。
*これらの分けにあたっては、避難所運営組織の協力を得て避難場所の移動に理解と協力を求める。
- ② 授業を実施するために必要な教職員数の把握と配置を行う。
*教職員は、授業実施を最優先とする。

(4) 学校運営上の配慮事項

- ① 登校する児童生徒の把握と安否を確認できない児童生徒の継続調査を行う。
- ② 登校する児童生徒の教科書・教材等学用品、通学用品等の所有状況の把握と不足品の調達・支給を行う。
- ③ 校長は、教育活動再開に当たって市教育委員会と協議するとともに必要事項を速やかに報告し、決定次第児童生徒及び保護者に周知徹底する。

(5) 教育活動の再開計画

① 教職員、児童生徒の状況確認

電話、メール、家庭・避難所訪問、避難者名簿、災害伝言ダイヤルなど利用可能な手段はすべて活用する。また、安否確認の日を表示したり、集合させて直接確認したりして、その他の者の状況等聞き取りを行う。

具体的な確認内容等（例）		
<input type="checkbox"/> 本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明）		
<input type="checkbox"/> 住居の被害状況（全壊・半壊・一部損壊）	<input type="checkbox"/> 避難場所	<input type="checkbox"/> 連絡方法
<input type="checkbox"/> 出勤（登校）の可否（できない理由）	<input type="checkbox"/> 学用品や教科書の状況	
*一覧表に整理しておく。		

② 施設・設備等の状況確認

施設・設備等の状況確認（例）	
<input type="checkbox"/> 校舎等の安全と教室確保	<input type="checkbox"/> ライフライン、トイレの確認
<input type="checkbox"/> 通学路等学校近隣の安全確認	<input type="checkbox"/> 校舎等の安全判定調査及び応急処置

③ 教材等の確保

不足数が少ない場合は、コピー、貸借、共用により対応する。相当数が不足する場合は、卒業生や上級生から集めるなど協力を求める。

④ 児童生徒・教職員への教育活動再開計画の周知

被害の程度にもよるが、災害発生後できるだけ早い時点で準備を始める必要がある。校長は、再開に向けた準備に必要な内容別組織を編成し、人員を配置する。

【職務内容】

<input type="checkbox"/> 教職員、児童生徒の状況確認	<input type="checkbox"/> 学校施設の状況確認	<input type="checkbox"/> 教育再開計画作成
<input type="checkbox"/> 救護・心のケア	<input type="checkbox"/> 避難者・住民との折衝	
<input type="checkbox"/> 教育委員会等関係機関との調整・協議	<input type="checkbox"/> 広報・周知	

* 「学校教育活動再開見通し報告書」に記載されている項目は確実に把握しておく。

<input type="checkbox"/> 登校可能な児童生徒数	<input type="checkbox"/> 勤務可能な教職員数	<input type="checkbox"/> 不足する教職員詳細
<input type="checkbox"/> カウンセラーの派遣	<input type="checkbox"/> 教職員以外で不足する人材（ボランティア）詳細	
<input type="checkbox"/> 不足する教科書の状況	<input type="checkbox"/> 不足する学用品の状況	
<input type="checkbox"/> 不足する教材・教具の状況	<input type="checkbox"/> 学用品や教材・教具以外で不足しているもの	
<input type="checkbox"/> 転入学・区域外就学の状況	<input type="checkbox"/> 授業再開見込み日	

5 心のケア

(1) ストレス症状のある子供への対応

災害や事件・事故発生時におけるストレス症状のある子供への対応は、基本的には平常時と同じである。すなわち、健康観察等により速やかに子供の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密にとり、学級担任や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援にあたることである。

健康観察では、災害や事件・事故発生時における子供のストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、子供が示す心身のサインを見逃さないようにすることが重要である。

【危機発生時における健康観察のポイント】

子供にあらわれやすいストレス症状の健康観察のポイント	
身体の状態	心の健康状態
○食欲の異常(拒食・過食)はないか	○心理的退行現象(幼児返り)が現れていないか
○睡眠はとれているか	○落ち着きのなさ(多弁、多動)はないか
○吐き気、嘔吐が続いていないか	○イライラ、ビクビクしていないか
○下痢、便秘が続いていないか	○攻撃的、乱暴になっていないか
○頭痛が持続していないか	○元気がなく、ぼんやりしていないか
○尿の回数が異常に増えていないか	○孤立や閉じこもりはないか
○身体がだるくないか	○無表情になっていないか

(「子どもの心のケアのために」—災害や事件・事故発生時を中心に— 平成22年文部科学省 より)

【自然災害などによるストレス障害について】

急性ストレス障害(ASD)と外傷後ストレス障害(PTSD)の観察のポイント	
持続的な再体験症状	災害体験を繰り返し思い出し悪夢を見たり、生々しい感覚がよみがえる
体験連想からの回避症状	災害体験に関する話題を避けたり、記憶や意識に喪失や障害が起こる
感情が高揚する症状	不眠、イライラ、怒りっぽい、集中できない、極端な警戒心 等

(「子どもの心のケアのために」—災害や事件・事故発生時を中心に— 平成22年文部科学省 より)

【基本的な対応方法】

ア	ストレス症状を示す子供に対しては、普段と変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声かけをするなど本人に安心感を与えるようにする。
イ	ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感を持たずに済むように、信頼できる人に相談したり、コミュニケーションをとることを勧める。
ウ	子供がなるべく普段と変わらない環境で安心して学校生活を送れるようにすることで、

子供に落ち着きと安全感を取り戻させるようにする。

- エ 特別活動等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、体を動かす、音楽を聴く等）等について発達段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときにどのように対処したらいいかについて理解を深め、生活に生かせるようにする。
- オ 保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため、緊密に連絡を取り合うことを心がける。
- カ ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘える）などが認められることがあるが、無理に制止することなく経過観察するようにする。
- キ 症状から、急性ストレス障害（ASD）や外傷後ストレス障害（PTSD）が疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上受診の勧めを行い、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。

（２）心のケアの留意点

- ア 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した災害などでも、子供、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、子供の心のケアに当たり、その家族・本人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- イ 特に、災害の場合には、まず、子供に安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧を優先し、できるだけ早期に平常時の生活に戻すことが大切となる。
- ウ 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のス
トレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表は先述のASD
やPTSDであるが、災害や事件・事故の直後には現れず、しばらく経ってから症状が
現れる場合があることを念頭に置く必要がある。
- エ 学校管理下におけるけがや事件・事故などによる子供の命にかかわる出来事への対応に
は、迅速に適切な救命措置を行う。事態への対応に当たっては、子供たちに動揺や風評
が広まることのないように、子供や保護者への情報の伝え方（いつ・だれが・だれに・
何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた子供の保護者へ
は、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が、速やかに行える
ようにすることが重要である。日頃から応急手当や救命処置等が適切に行われるよう
に訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。
- オ 障害や慢性疾患のある子供の場合、災害や事件・事故発生時には、平常時の状況に比べ
様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり必
要な情報が正しく伝わらない等の不安を抱いていることも多い。そのため、心のケアを

考える際には、これらの不安等への配慮や障害特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。

カ 災害や事件・事故においては、教職員が大きなストレスを受けることが多い。子供の心の回復には、子供が安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、子供の心のケアにおいても重要となる、保護者においても同様である。

(3) 教職員の役割

【自然災害時の心のケアに関する管理職、養護教諭、学級担任等の役割】

<管理職>

A: 震災から学校再開まで 安否確認・健康状態の把握と組織体制の把握	B: 学校再開から1週間まで 心身の健康状態の把握と支援活動	C: 再開1週間後から6カ月 中・長期的な心のケア
①子供の安否確認、被災状況及び心身の健康状態の把握の指示 ②臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討 ③教職員間での情報の共有 ④教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり ⑤子供の心のケアに向けての組織体制 ・役割分担の確認 ⑥心のケアの対応方針の決定と共通理解 ・全体計画の作成 ⑦地域の関係機関等との協力体制の確立 ⑧保護者との連携 ・健康観察の強化依頼等 ⑨緊急支援チーム(CRT等)の受入れ ＊報道機関への対応 ＊障害や慢性疾患のある子供への対応	①子供の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の強化 ・質問紙調査等 ・家庭での様子調査 ・相談希望調査等 ・臨時健康診断の検討 ・個別面接 ・教職員間の情報共有 ・医療機関等との連携等 ②保護者への啓発活動の実施の指示 ・健康観察の強化 ・啓発資料の配布等 ③朝礼等で心のケアに関する講話の実施 ④安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次的被害の防止 ⑤教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり ＊障害や慢性疾患のある子供への対応	①継続的な心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・継続した心身の健康状態の把握活動と個別支援 ・状況の再確認、方針、全体計画の見直し、中・長期的な支援計画の作成 ・医療機関等との連携と状況の把握等 ②心のケアに係る校内研修実施の指示 ③保護者説明会の実施と保護者への支援 ④地域住民等への協力依頼 ⑤学校全体で取り組む心のケアの企画と実施 ⑥ボランティアの受入れ ＊障害や慢性疾患のある子供への対応

< 養護教諭 >

A: 震災から学校再開まで 安否確認・健康状態の把握と組織体制の把握	B: 学校再開から1週間まで 心身の健康状態の把握と支援活動	C: 再開1週間後から6カ月中・長期的な心のケア
①安否の確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化 ・担任等との連携等 ②保健室の状況確認と整備 ③管理職との連携 ④学校医、学校薬剤師との連携 ⑤心のケアに関する啓発資料の準備 ＊障害や慢性疾患のある子供への対応	①心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 ②保健だより等の啓発資料の配布 ③管理職との連携 ④心のケアに関する保健指導の実施 ⑤健康相談の実施 ⑥学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 ⑦感染症の予防対策 ＊障害や慢性疾患のある子供への対応	①心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 ②心のケアの継続支援・校内組織との連携 ③保健だより等の啓発資料の配布 ④心のケアに関する保健指導の実施 ⑤健康相談の実施 ⑥心のケアに関する校内研修の企画・実施 ⑦学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 ⑧感染症の予防対策 ＊障害や慢性疾患のある子供への対応

< 学級担任等 >

A: 震災から学校再開まで 安否確認・健康状態の把握と組織体制の把握	B: 学校再開から1週間まで 心身の健康状態の把握と支援活動	C: 再開1週間後から6カ月中・長期的な心のケア
①安否の確認と心身の健康状態の把握 ②家庭訪問、避難所訪問 ・子供の家庭の被災状況の把握 ③学校再開へ向けての準備 ・校内の被害状況、衛生状況の調査 ・安全の確保 ④養護教諭等との連携 ＊障害や慢性疾患のある子供へ	①心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ②教職員間での情報の共有 ③保護者との連携 ・啓発資料の配布 ・家庭での健康観察の強化依頼 ・個別指導 ④養護教諭との連携	①心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 ②校内研修会への参加 ③保護者との連携 ④養護教諭との連携 ⑤特別活動等における保健指導の実施

<p>の対応</p>	<p>*障害や慢性疾患のある子供への対応</p>	<p>⑥心のケアを図るための学級経営の充実 ⑦学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 *障害や慢性疾患のある子供への対応</p>
------------	--------------------------	---

IV 参 考 資 料

1 緊急TEL・FAX連絡先 <先ず教育委員会に通報、防災無線の活用>

○ 教育委員会（直通）	: TEL 0736-61-6961	FAX 0736-62-4590
○ 岩出市役所	: TEL 0736-62-2141	FAX 0736-62-4590
○ 岩出警察署	: TEL 0736-63-0110	FAX 0736-63-0110
○ 那賀消防署	: TEL 0736-61-0119	FAX 0736-63-0819
○ 和歌山県庁	: TEL 073-432-4111	
○ 県災害対策課	: TEL 073-441-2262	FAX 073-422-7652
○ 関西電力和歌山支社	: TEL 0800-777-3081	
○ 大阪ガス南部導管部	: TEL 0120-319-424	
○ 日本赤十字社和歌山医療センター	: TEL 073-422-7141	FAX 073-422-7148
○ 公立那賀病院	: TEL 0736-77-2019	FAX 0736-77-4659
○ 岩出保健所	: TEL 0736-61-0020	FAX 0736-61-0013

2 避難施設

①中・長期間避難所

i iセンター 市民総合体育館 市立体育館 各小中学校 那賀高校

②一時避難所（暴風水害時避難所）

各地区公民館 コミュニティセンター（岩出・上岩出） サンホール

③地域避難所（震災時一時的に地域で集まる避難所）

市内各地域の児童館 集会所 公園等

下線 は要援護者等も避難できる福祉避難所、民間社会福祉施設とも協定済み

3 特別警報について

*『特別警報』が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください！

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、今後は、これらの警報の発表基準を遥かに超える豪雨・暴風・大雪や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに『特別警報（平成25年8月20日より運用）』を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

対象とする現象は、例えば、多数の死者・行方不明者を出した「東日本大震災における大津波」や観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風の高潮」、平成23年9月の我が県南部に甚大な被害をもたらして「台風23号の豪雨」等が該当する。

『特別警報』が発表された場合、住んでいる地域にとって数十年に一度しかないような非常に危険な状況にある。油断しないでほしい。周囲の状況や市町村から発表される避指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。（すでにある警報のうち、危険度が非常に高

いレベルのものを、特に『特別警報』として発表し、従来の警報や注意報はこれまで通り発表されます。)

4 警戒情報等と取るべき行動

避難レベルと避難情報		取るべき行動
[警戒レベル5] 命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保	○安全な避難ができず、命が危険な状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。
[警戒レベル4] 危険な場所から全員避難	避難指示	○災害が発生する恐れが極めて高い状況です。 ○危険な場所から避難しましょう。 ○「近隣の安全な場所」への避難や上層階などへの「屋内安全確保」を行いましょう。
[警戒レベル3] 危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	○災害が発生する恐れのある状況です。高齢者や障害のある方など、避難に時間を要する方は避難しましょう。 ○高齢者以外の方も必要に応じ、避難の準備をするとともに、防災気象情報・水位情報等に注意を払い、自主的に避難することが望ましいタイミングとなります。
[警戒レベル2]		○ハザードマップ等により、自宅・施設の災害リスク、避難場所や避難経路等を再確認しましょう。
[警戒レベル1]		○防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めましょう。

5 災害が発生したら・・・(家族で確認しておいてほしいこと)

＊避難時の注意事項

◎避難（場）所について、予め家族で話し合っておく。

- ・避難の呼びかけに注意し、正確な情報収集をする。
- ・早めの避難に心掛ける。
- ・できるだけ、車での避難を避け、徒歩で避難する。
- ・動きやすい服装で、荷物は最小限にする。
- ・逃げ遅れたら、できるだけ高いところや丈夫な建物に移動し、救助を待つ。
- ・危険な場所は避けて、安全なルートで避難する。
- ・できるだけ集団で、はぐれないようにする。
- ・夜間の避難は、特に足元等に注意して避難する。
- ・子供や高齢者、障害者、病人に配慮する。

6 災害用伝言ダイヤル〈171〉・災害用伝言板〈Web171〉

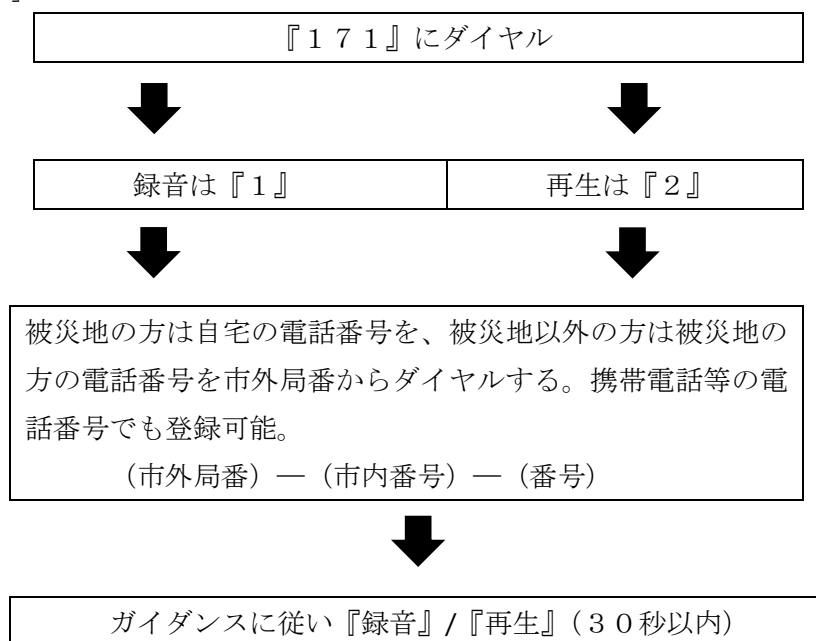
災害時には、電話が混み合って繋がりにくくなる。そんな時に、家族や親戚等の安否を確認する方法として活用できる。

災害用伝言ダイヤルは、震度6弱以上の地震発生時に起動される。震度5強以下の地震並びにその他の災害発生時には、電話の通信業況などを勘案して起動される。事前契約は不要。

[災害用伝言ダイヤル]

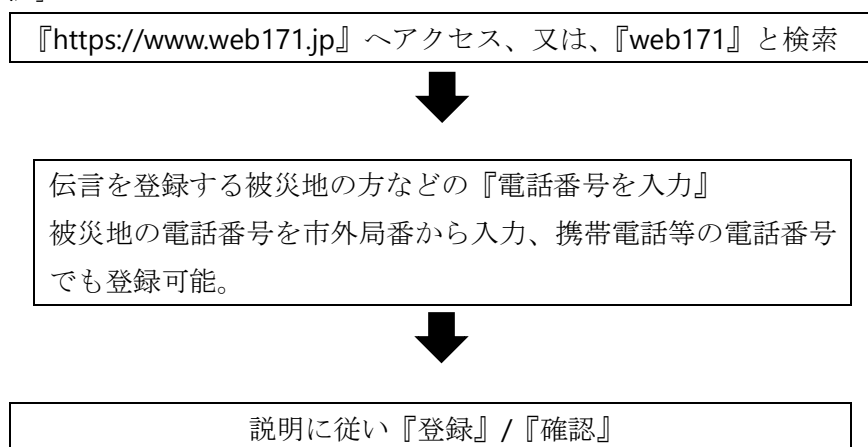
『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言を登録したり、再生したりする。

「利用方法」



[災害用Web伝言板]

「利用方法」



7 引渡しカード <学校保管> (小学校の例)

災害時の引渡しカード				〇〇〇小学校	
ふりがな 氏 名		男 ・ 女		年	組
住 所	岩出市				
保護者氏名		関係			
電話番号	固定電話 0736- () - () 携帯電話 () - () - ()				
兄弟姉妹	年 組 氏名 () 年 組 氏名 () 年 組 氏名 () 年 組 氏名 ()				
緊急連絡先	氏 名				
	勤務先等名称		電話番号	—	—
	所在地				
	携帯電話番号	()	—	()	—
家族で話し合 った避難場所					
引取り人氏名	氏 名		関 係		
	証明チェック				
引渡し日時	月	日 ()	時	分	職員チェック

警報発令時等における自宅待機の取扱いについて

平成22年5月27日より、気象警報発令単位が市町村単位になっています。近隣市町村と警報の発令状況が異なる場合がありますが、岩出市の発令状況をご確認の上、下記によりご対応ください。

記

警報の種類 = 大雨警報、暴風警報、洪水警報、大雪警報

岩出市に、上記警報の何れか1つ、または重複して発令されている場合は、自宅待機し、登校させないでください。

教育委員会及び各小中学校長は、①気象庁ホームページ、②和歌山地方気象台ホームページの情報に基づき判断しています。

なお、自宅待機の場合、岩出市教育委員会から「岩出市安心・安全メール」によりメール配信します。

また、午前中に警報が解除された、午後から授業を行う場合も「岩出市安心・安全メール」によりお知らせします。

「岩出市安心・安全メール」の登録の仕方は、岩出市ホームページの「メール配信サービス」をご覧ください。教育委員会へおたずねください。

上記警報時の授業と給食について

解除時刻	授業について	給食
早朝～午前7時	普通授業	有り
午前7時以降～正午	午後2時間の授業	無し
正午以降	臨時休業	\

登校する際には付近の安全を確かめ、登校を開始してください。但し、地域によって危険が予想される場合には、登校を見合わせ、自宅待機し、担任までその旨をご連絡ください。

在校中に、上記警報が発令された場合の児童生徒の対応について

原則、下校しますが、下校は、児童生徒の安全確保を最優先にして、状況を判断して実施します。危険な状態では、学校に待機させ、安全が確認できれば、教職員誘導のもとに、下校します。但し、保護者が迎えに来た場合は、担任確認のもと、下校していただきます。

地震の発生時 = 岩出市において震度5弱以上

危険が予想されるので、登校させないでください。

警報等による学校の運営措置状況（岩出市教育委員会 教育総務課 FAX 又はメール）

（令和 年 月 日 時 分現在）

（ ）学校

学校運営状況						人的被害状況	施設被害状況	緊急避難場所・ 避難所としての 使用状況	備 考
自宅待機	臨時休校	学校待機	通常授業	授業中止・下校	教職員の出勤状況				

※気象警報が発令された場合、8時30分現在の運営措置状況を9時までに、14時現在の状況を14時30分までに市教育委員会あてメールまたはFAXで連絡願います。

FAX 0736-62-4590

e-mail k-soumu2@city.iwade.lg.jp

被害状況報告書（第1報）

把握している情報のみ御記入下さい。

岩出市教育委員会教育長 様

岩出市立_____学校

記入者 職_____氏名_____

令和____年____月____日 ____時____分 現在

1. 人的被害状況

在籍児童生徒数	人	欠席・休学児童生徒数	人
在籍教職員数 (臨任・非常勤を含む。)	人	参集教職員数 (臨任・非常勤を含む。)	人

	教職員	児童生徒
死者数	人	人
行方不明者数	人	人
重症者数	人	人
軽症者数	人	人

被害状況詳細報告書（第2報以降）

把握している情報のみ御記入下さい。

岩出市教育委員会教育長 様

岩出市立_____学校

記入者 職_____氏名_____
令和____年____月____日 ____時____分 現在

1. 人的被害状況

(1) 児童生徒の被災状況

学年	在籍数	死者数	行方不明者数	重症者数	軽症者数
1年					
2年					
3年					
4年					
5年					
6年					
合計					

(2) 重症者の主な症状

No	症 状	人数	原因	措 置
1				
2				
3				
4				
5				

(3) 軽症者の主な症状

No	症 状	人数	原因	措 置
1				
2				
3				
4				
5				

(4) 児童生徒の家族の被災状況

死者数	行方不明者数	重症者数	軽症者数
人	人	人	人

(5) 感染者の有無

感染者の有無	有・無
--------	-----

(6) 食中毒の有無

感染者の有無	有・無
--------	-----

(7) 生徒の保護者への引渡し状況

保護者に引き渡しが進んでいる児童生徒数	人
学校で保護している児童生徒数	人

(8) 避難所に避難している児童生徒数

避難所に避難している児童生徒数	人
-----------------	---

(9) 教職員の被災状況

在籍数	死者数	行方不明者数	重症者数	軽症者数

①教職員の死亡者詳細

No	氏名	職名	年齢	性別	専門教科	その他
1						
2						
3						
4						
5						

②教職員の行方不明者詳細

No	氏名	職名	年齢	性別	専門教科	その他
1						
2						
3						
4						
5						

(10) 勤務可能な教職員数

職種	校長	副校長(教頭)	教諭	養護教諭	栄養教諭等	事務長	事務職員	非常勤講師	給食調理人	非常勤職員(※)	合計	在籍教職員数
人数												

※非常勤職員は、代行員、校務員、SC、SSW、支援員等

(11) 教職員の家族の被災状況

①教職員の家族の死亡者詳細

No	氏名	教職員との間柄	その他
1			
2			
3			
4			
5			

②教職員の家族の行方不明者詳細

No	氏名	教職員との間柄	その他
1			
2			

学校教育活動再開見通し報告書

把握している情報のみ御記入下さい。

岩出市教育委員会教育長 様

岩出市立_____学校
 記入者 職 _____ 氏名 _____
 令和 _____年 _____月 _____日 _____時 _____分 現在

1. 登校可能な生徒数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	在籍生徒数
人数								

2. 勤務可能な教職員数

職種	校長	副校長(教頭)	教諭	養護教諭	事務長	事務職員	非常勤講師	給食調理人	非常勤職員 (※)	合計	在籍教職員数
人数											

※非常勤職員は、代行員、校務員、SC、SSW、支援員等

3. 不足する教職員詳細

No	専門教科等	人数	その他
1			
2			
3			

4. カウンセラーの派遣

①カウンセラーの派遣要請人数

カウンセラーの派遣要請人数	_____人
---------------	--------

②児童生徒の主な症状

5. 教職員以外で不足する人材（ボランティア）詳細

No	主な業務内容	人数	必要な資格	派遣場所	その他
1					
2					
3					

6. 不足する教科書の状況

No	出版社	教科書の記号・番号	書名	冊数
1				
2				
3				

4				
5				

7. 不足する学用品の状況

学用品名	数量	備 考

8. 不足する教材・教具の状況

教材・教具名	数量	備 考

9. 学用品や教材・教具以外で不足しているもの

品 名	数量	備 考

10. 転入学・区域外就学の状況

No	氏 名	学科名	学年	性別	転校希望地域	転校希望校	その他
1							
2							
3							
4							
5							

11. 授業再開見込み日

令和___年___月___日頃 再開の見込み

12. その他連絡事項

※記載スペースが足りない場合は別紙に記載下さい。